

令和8年2月28日

## 公 告 第 4 3 8 号

ネスレ健康保険組合  
理事長 万年 禮



### 令和8年度の平均標準報酬月額について

健康保険法（大正11年法律第70号）第47条2号の規定による当組合の管掌する健康保険の令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額とその額にもとづく等級別標準報酬月額及び日額は、次の通りとなりますので公告します。

#### 記

平均標準報酬月額	449,010円
標準報酬月額（等級別）	440,000円
標準報酬日額	14,670円

（適用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日）